

宣 言

マリンピア産業団地は進出企業関係者の総意により、過去の高度経済成長期に在りがちであった3K(きつい、汚い、危険な)的産業団地運営を排除して、この地に経営拠点を持ち、この地に勤務し、この地に入出入するすべての関係者に、健康的で、物心両面からなる生産性に富む開かれた環境配慮型産業団地として再生することを第一義に、関係する経営者の信義に信頼して運営することをここに宣言する。

規 約

徳島県マリンピア沖洲産業団地協議会

協 議 会 規 約

第 1 章 総 則

(目的及び設置)

第 1 条 マリンピア沖洲産業団地(以下「産業団地」という。)に立地する企業及び協同組合の構成員の連携を深め、団地秩序の形成と企業活動の円滑化を図るためマリンピア沖洲産業団地協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 産業団地に立地する企業及び協同組合の構成員の連絡調整に関する事。
- (2) 行政機関との連絡調整に関する事。
- (3) 産業団地の景観に関する事。
- (4) 産業団地の環境整備に関する事。
- (5) 産業団地のための共同施設に関する事。
- (6) 産業団地内の各種イベントに関する事。
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事業。

第 2 章 会 員

(会員及び分会)

第 3 条 協議会は、産業団地に立地するすべての企業及び協同組合の構成員(以下「会員」という。)をもって組織する。

- 2 各会員は、立地する区画等に従い別に定める 10 の分会を構成するものとする。
- 3 協議会の資格を有する者は、理事会の承認を得て協議会に加入することができる。
- 4 3 項に該当しない企業で協議会の趣旨に賛同する企業については分会外の賛助会員として理事会の承認を得て協議会に加入することができる。

(規約・細則同意書)

第 4 条 会員は協議会規約ならびに細則を理解し、別に定める「徳島県マリンピア沖洲産業団地規約・細則同意書」を理事長に提出するものとする。

(会費等)

第 5 条 会員は、会費及び事業分担金を納入しなければならない。

- 2 会費は、協議会の運営に要する事務費に充当することとし、全会員が均等割りにより別

に定める額を負担する。

- 3 事業分担金は、協議会が実施する共同事業に要する経費に充当することとし、各会員が各事業内容に応じてその都度別に定める額を負担する。

(反社会的勢力の排除)

第6条 会員は他の会員との連携を深め、団地秩序の形成と企業活動の円滑化を図るため下記事項を遵守するものとする。

- (1) 会員自らが暴力団、暴力団関係企業、もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- (2) 会員企業の役員(取締役、監査役、執行役またはこれらに準ずる者)が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 会員自ら又は第三者を利用して暴力団等の反社会的勢力と疑われる行為をしないこと。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第7条 協議会に、次の役員をおく。

理事 15名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長、副理事長を3名以内とする。
- 3 必要に応じ専務理事、常務理事若干名を置くことができる。

(役員を選任等)

第8条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。ただし、理事は、各分会の推薦に基づき選任するものとする。各分会から推薦すべき理事の定数は別に定める。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の中から理事会において互選する。

(役員職務)

第9条 理事長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 4 監事は、協議会の会計及び理事の業務執行状況を監査するとともに、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別及び構成)

第11条 協議会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とし、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第12条 総会は、本規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会費及び事業分担金に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 実績報告及び決算
- (4) 規約の変更
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第13条 通常総会は、毎年5月に理事長の招集により開催する。

2 理事長は、理事会が必要と認めたときは、臨時総会を開催しなければならない。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(総会の定足数及び議決)

第15条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第16条 やむをえない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第17条 総会の議事については議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第18条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第19条 理事会は、本規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 細則の変更
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第20条 理事会は、理事長が必要と認めた場合に招集する。

2 理事長は、理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第21条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び議決等)

第22条 理事会には、第15条及び第16条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 委員会

(設置等)

第23条 協議会に、事業の執行に関し、理事長の諮問機関として委員をもって構成する、総務、環境、事業の各委員会を設置する。

2 委員会は、理事長の諮問に応じて審議し、意見を述べる。

3 委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

4 委員は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを任命する。

第7章 会計

(経費の支弁)

第24条 協議会の経費は、会員の負担金、事業に伴う収入及びその他をもって当てる。

(会計年度)

第25条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(設置等)

第26条 協議会の事務を処理するため、産業団地内に事務局を設置する。

2 事務局に職員を置くことができる。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第9章 補則

(委任)

第27条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事

長が別に定める。

(附 則)

1 この規約は、平成 5 年 10 月 28 日から施行する。

(改 正)

平成 6 年 5 月 17 日

第 3 章第 5 条 1 項改正

平成 14 年 5 月 27 日

第 3 章第 5 条 2 項改正

平成 15 年 5 月 28 日

第 2 章第 3 条 2 項

第 6 章第 21 条 3 項、4 項改正

付則 2 項、3 項、4 項削除

平成 28 年 5 月 20 日

第 2 章第 3 条 4 項追加

令和元年 5 月 日

規約改訂

協 議 会 細 則

(入会及び負担金)

第1条 協議会規約第3条において「協議会は産業団地に立地する全ての企業および協同組合の構成員でもって組織する」と規定されていることから、入会金及び会費、事業分担金の徴収を次のとおり定める。なお、会費は協議会の運営管理費として、事業分担金は街路費として徴収するものとする。事業分担金(街路灯費)は前年実績を勘案し毎年見直しを行ない均等割30%、免責割70%の割合で各社負担とする。

- (1) 産業団地において事業を行う企業は、事業拠点が自己所有又は、賃借地であっても理事会の承認を得て協議会に加入するものとする。
- (2) 所有する物件区画の土地・建物を全て賃貸している場合には、賃借人が協議会に加入するため賃貸人は加入を要しない。ただし、賃貸人も加入を希望する場合には、これを拒まない。
- (3) 所有する物件区画の土地・建物の一部を賃貸している場合には、賃貸人、賃借人とも協議会に加入するものとする。
- (4) 同一敷地内に同居している同族会社、関連会社は、協議会の加入は不要とする。
- (5) 新規に協議会に加入する場合には、入会金（現在5万円）を納入しなければならない。
- (6) 賃借人が協議会に加入する場合には、入会金は不要とし、年会費(5万円)のみ負担する。
- (7) 事業分担金は原則として土地所有者が納入するものとする。
- (8) 産業団地案内板への掲載は、協議会加入企業とする。
- (9) 会員は自己所有地の売買、賃貸契約時には事務局を通じて理事会に届け出を行うとともに相手方に対して規約の引継ぎを行うものとする。

(環境保全)

第2条 協議会会員が事業者の責務として守るべき環境保全については次のとおりとする。

- (1) 地下水の汲み上げ禁止
- (2) 環境保全
 - ①公害防止対策

環境を保全し、公害を防止するため、公害防止に関する諸法令を遵守し、必要な措置を講じる。

②災害防止対策

火災、爆発その他の災害を予防するため、災害防止に関する諸法令を遵守するとともに、関係行政機関の指導、指示に従う。

③緑化等の基準

ア、緑化率

植栽密度	イ、植	分譲面積	敷地に対する緑地面積	栽基準 緑地面積 100 m ² 当たりの
		9,000 m ² 以上	20%以上	
		5,000 m ² 以上 9,000 未満	15%以上	
		5,000 m ² 未満	10%以上	
		樹高(成木に達したとき)	植栽本数	
	高木	4.0 m以上	5本以上	
	低木	0.5 m～2.0 m	100本以上	

ウ、緑地帯基準

敷地周辺に敷地境界から次に示す幅員の緑地帯の整備

施設名	基準
幹線道路(20m以上)	3m以上
その他の道路	2m以上
隣接敷地	1m以上

(参考) 徳島市の行政基準(緑地面積率)

敷地面積 9,000 m²以上の特定工場は緑地面積率 5%以上。

敷地面積 9,000 m²以下は規制対象外。

④建築物の基準

ア、建ぺい率

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、60%未満とします。

イ、容積率

建築物の延面積の敷地面積に対する割合は、200%未満とします。

ウ、外壁の後退距離

敷地境界から建築物の外壁までの距離は、次の通り確保する。

施設名	基準
幹線道路(20m以上)	6.0m以上
その他の道路	5.0m以上
隣接敷地	1.5m以上

エ、門及び塀

- ・ 主要門は、道路境界線から2m以上はなして設置する。
- ・ 道路に面する門若しくは、塀の高さは、道路面から2m以下とし、金網などの見通しのきくものとする。

オ、外装

建築物及び看板等の広告物の外装は、華美な色彩及び図柄の使用を避け、周辺景観と調和するものにする。

カ、駐車場

従業員、来客のための駐車場は、敷地内において確保する。

(3) 届出義務

会員が所有する敷地・建物について、上記(3)緑化等の基準及び4)建築物の基準に抵触する敷地や建築物の変動がある場合は事務局を通じて理事会に届け出を行うものとする。

(交通ルールの順守)

第3条 当団地開設以来、交通事故発生件数が高水準で推移している現状に鑑み、協議会会員

として交通事故防止のため守るべき事項については次のとおりとする。

(1) 守るべき交通ルール(警察署よりの指摘事項)

- ①交差点では一時停止や徐行運転を励行する。
- ②団地内通行時は常に前方左右の確認と制限速度を守る。
- ③違法駐車(路上および歩道)の禁止
- ④交通法規を再度確認し遵守する。

(2) 外部車両の事故も多いため、社内および出入業者等に対し注意喚起する。

(慶弔見舞金)

第4条 協議会会員に対する慶弔見舞金の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 会員及びその親族に慶弔があった時は(6)に定める慶弔金を支給する。

(2) 会員が火災その他の罹災を受けた時は(6)に定める見舞金を支給する。

(3) その他定めのないものについてはその都度、理事長および副理事長のいずれかにおいて決定する。

(4) 会員とは当協議会会員企業および賛助会員で会員名簿に代表者として登録されているものをいう。

(5) この規定を改訂するときは役員会の決議を必要とする。

(6) 慶弔金および見舞金

代表者本人の死亡	1万円	花輪又は生花	弔電
代表者の父母死亡			弔電
代表者の配偶者死亡			弔電
火災その他	2万円		

(7) 会員が上記慶弔に該当する場合には、協議会事務局まで連絡するものとする。

(附 則)

1 この規約は、平成31年5月 日から施行する。

令和 年 月 日

徳島県マリニピア沖洲産業団地協議会
理事長 石原 譲 殿

徳島県マリニピア沖洲産業団地規約・細則同意書

当社は徳島県マリニピア沖洲産業団地規約ならびに細則を守ることに
同意致します。

会社名

代表者名

⑩